

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	第1回第2野火止児童クラブ民営化検討会				
開催日時	平成28年5月21日 18時30分～20時30分				
開催場所	第1野火止児童クラブ				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 東村山学童保育連絡協議会：青木、十時、小林、上町、中山 野火止児童クラブ父母会：5名 子ども家庭部：野口子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、森藤本町児童館長、日熊主任、梅垣主任 (市事務局) 半井児童課長、竹内児童課長補佐、小町 ●欠席者： 学童保育連絡協議会：小山				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	3人
会議次第	1. 開会 2. 委員紹介 3. 事務連絡 4. 議事 1) 「第2野火止児童クラブ民営化検討会の傍聴に関する定め」について 2) 第2野火止児童クラブ民営化に対する市の考え方及び今後のスケジュールについて 5. その他 6. 閉会				
問い合わせ先	子ども家庭部児童課 担当者名：半井・竹内 電話番号：042-393-5111 (内線 3171・3174) ファックス番号：042-395-2131 e-mail：jido@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp				
会 議 経 過					
○ 児童課長あいさつ 本日は宜しく申し上げます。本検討会の終了時刻についてであるが、皆様ご家庭があると思うので、20時を終了予定時間とさせていただきます。 まず資料の確認をさせていただく。次第、第2野火止児童クラブ民営化検討会設置要領、第2野火止児童クラブ民営化検討会の傍聴に関する定め、第2野火止児童クラブ民営化に対する市の考え方及び今後のスケジュール、指定管理制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方、東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドラインである。 それでは、開会の挨拶を会長よりさせていただきます。					

1. 開会

・会長

日頃より市の子育て関連の事業についてご理解ご協力いただき、感謝申し上げます。今回は第2野火止児童クラブの民営化を進めるにあたり、このような検討会議を設置させていただいた。この検討会は、子ども家庭部の職員、野火止児童クラブの職員、現在の野火止児童クラブの保護者の皆様、東村山学童保育連絡協議会の皆様にご協力いただき、今後の民営化の進め方について説明させて頂き、質問、ご意見を頂いて、より良い今後の野火止児童クラブにつなげていきたいと考えている。どうぞご協力宜しくお願い申し上げます。

2. 委員紹介

会長より順次自己紹介を行った。

3. 事務連絡

・事務局

最初に確認させていただきたいのは、会議録の作成についてである。本日の検討会の内容については、会議録として残すことになるが、ホームページにも公開することになる。会議録の作り方については、誰が何を発言したか分かるように残す方法と、「委員」と「事務局」だけ分けて記載する方法と、学保連の方の発言は「学保連」、野火止児童クラブの保護者の方は「保護者」、事務局は「事務局」、市の担当は「市」と発言の前にどの団体が発言したのか分かるように書く方法の3通りほどが考えられる。どのような形で残すかこの場で決めさせていただき、会議録を作って行きたいと考えているが、皆様のご意見をいただきたい。

・事務局

議事録は公開されるので、名前が出るよりも野火止児童クラブ保護者の方は「保護者」、学保連の役員の方は「学保連」という形で作成することがいいかと思うが、いかがか。

・保護者

個人名よりその方がいいのではないか。

・事務局

では、そのような形で作成していきたい。

・事務局

2点目に、作った議事録の確認であるが、お忙しいところ申し訳ないが、学保連の会長と野火止児童クラブの保護者の代表の方にお問い合わせできると考えているが、よろしいか。

・学保連・保護者

了解した。

・事務局

では、作成しだいお送りするので、ご確認をお願いします。周知の方もあるので、確認の時間も短くなってしまいかもかもしれないが、宜しくお願いします。

3点目として、ホームページへの委員名簿の掲載について確認したい。通常、市で会議体を持つ場合、ホームページに会議体の委員名簿を掲載している。方法としては、2つあると考えている。名前や肩書などを掲載する方法、もう1つは、名前を掲載することに抵抗があるとすれば、学保連何名、保護者何名、というような形で名前を伏せた状態で掲載する方法である。これについて、いかがか。

・学保連

私は、名前を出してもらっても構わない。

・保護者

事前に検討メンバーに確認をしたが、皆さん名前を載せて欲しくないということだったので、名前を載せない形にしてほしい。

・学保連

第八保育園民営化の会議の時も出席したが、役員の場合は名前を載せて、保護者の方はあくまで保護者という形でやったので、私は載せて頂いて構わないが、学保連側が良ければ名前を載せ、野火止児童クラブの保護者は野火止児童クラブ保護者何名とといった形でいいのではないか。

・事務局

そういった形で整理させていただく。

続いて、資料1の「第2野火止児童クラブ民営化検討会設置要領」をご覧ください。こちらは事前に市の方で作成した、この検討会の設置を定めたものである。こちらを簡単に説明させていただきたい。

まず第2条、所掌事項であるが、「検討会は、第2野火止児童クラブを民営化するにあたり、より安全で安心した保育を行うことができるようにするための基本的な考え方について、検討を行うものとする。」としている。

続いて、第3条、組織についてであるが、検討会は、次に掲げる19人以内の委員を持って組織する。としている。(1)東村山市学童保育連絡協議会は6人以内、(2)野火止児童クラブ父母会は8人以内、こちらは9人とのことなので、のちほど修正をさせていただく。(3)子ども家庭部職員は5人以内となっている。こちらの3人については、事務局という形での参加である。続いて、大きな2番目として、委員の任期は、所掌事項の完了までとするとしている。

第4条の会長等であるが、2の会長は、子ども家庭部長とする。副会長は子ども家庭部次長とするとしている。

第5条であるが、1で検討会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となるというとしており、子ども家庭部長が議長をさせていただくことになっている。2の検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとしている。

続いて、第6条の公開についてであるが、検討会の会議は、東村山市付属機関等の会議の公開に関する指針にもとづき、公開とするとしている。簡単ではあるが以上が、設置要領の内容である。

・保護者

野火止児童クラブの保護者については、民営化係として父母会の方から5人選んでいるが、それぞれ家庭の事情もあり、1名ずつ毎回ローテーションという形で、出席したい。したがって、検討会の席の数としては、会長、副会長2名、事務局長、民営化係の5席という事をお願いしたい。

・事務局

設置要領の第3条(2)では8人以内となっていますが、検討会の出席上は5席分とさせていただく。

会議の開催要件についてであるが、本日は、過半数を超えているので、開催要件を満たしている。

次第の4の議事から進行を会長に変わる。

4. 議事

・会長

次第4の1)「第2野火止児童クラブ民営化検討会の傍聴に関する定め」について事務局より説明願う。

・事務局

それでは、「第2野火止児童クラブ民営化検討会の傍聴に関する定め」について、説明させていただく。資料2を確認願う。

通常、市で会議体を作る場合、第1回目の会議の中で傍聴に関する定めを決定することになる。検討会自体は設置要領で公開となっているが、どのように公開するのかを定めたものがこの「第2野火止児童クラブ民営化検討会の傍聴に関する定め」である。

事務局の方で「第2野火止児童クラブ民営化検討会の傍聴に関する定め」の案を作成したので、この内容でいいかどうかご判断いただき、よければ決定し、この後より傍聴者を入れていきたい。

内容であるが、第1の目的において「第2野火止児童クラブ民営化検討会の傍聴に関する定め」は、傍聴に関し必要な事項を定めることと定義している。

第2の傍聴者の決定についてであるが、傍聴者の定員は10人以内とする。ただし10人を超える場合は、会長の判断により入室を許可していきたいと考えている。

また、傍聴希望者が定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定することとしている。

第3の傍聴することができない者であるが、(2)で危険物を所持している者や酒気を帯びている者はお断りしたいとしている。

第4の傍聴者の遵守事項であるが、(1)で会議開催中は拍手その他の方法で賛否を表明してはならない。(2)で会議の妨害になるような行為をしてはならない。(3)で会場内で食事や喫煙をしてはならない。(4)で事前に会長に許可を得ていない場合は、写真撮影や録画、録音をしてはならない。(5)で会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。(6)で傍聴により知りえた発言委員氏名を、インターネットや広報誌等で公表してはならない。これは外部からの圧力等により、委員の率直な意見交換に支障が生じるおそれがあるためである。

第5の秩序の維持では、会長は指示に従わない傍聴者がいる場合は、当該傍聴者を退場させることができるとしている。

簡単ではあるが、以上が傍聴に関する定めの内容である。この場で内容について決定させていただき、この場から施行し、傍聴者の入室を許可したいと思う。

・会長

今事務局から説明のあった傍聴に関する定め(案)についてであるが、内容についてご質問、ご意見などがあるか。

・学保連

10人とあるが、これは一般的に10人ということなのか。

・事務局

一般的に10人としているものであり、会場も広いので、会長が判断すれば10人以上も可としていきたい。

・学保連

傍聴により知りえた発言委員氏名を、インターネットなどで公表してはならないとあるが、この会議で話し合った内容について出してはいけないということか。

・事務局

こちらの意味としては、あくまで氏名等を公表することを禁じているものである。

- ・会長
その他ご意見はあるか。
- ・学保連
10人を超える場合の判断はどのようにするのか。
- ・会長
そのとき、出席していただいている委員の皆さんにお諮りして、判断していきたいと考えている。
- ・学保連
一番想定されるのは、野火止児童クラブの保護者が多数参加されることだが。
- ・会長
会議の進行に支障が出るほどでなければ、できる限り対応していきたい。
- ・学保連
了解した。
- ・会長
「第2野火止児童クラブ民営化検討会の傍聴に関する定め」はこの内容でよろしいか。
- ・委員一同
了解。
- ・会長
それでは、この内容に沿って、傍聴者の入室を行いたい。現在、傍聴者は何人いるのか。
- ・事務局
現在、3名の方がいらっしゃっている。
- ・会長
傍聴者の入室を許可する。
それでは議事の2)第2野火止児童クラブ民営化に対する市の考え方及び今後のスケジュールについて事務局より説明願う。
- ・事務局
それでは、第2野火止児童クラブ民営化に対する市の考え方及び今後のスケジュールについて説明させていただく。資料3をご覧ください。
先日の学保連の懇談会で市長より説明させていただいた内容と重なる部分はあるが、説明をさせていただく。
東村山市では人口が減っており、児童数も減っている状況であるが、共働き世帯の増加や家庭環境の多様化により、児童クラブに入る児童は増えている。このような状況の中、児童クラブの大規模化が問題になったこともあり、平成24年度までに9つの児童クラブを開設することになった。この当時、財政的に厳しい状況もあり、児童クラブにおける正規職員の退職者不補充の方針が掲げられ、これまでの職員体制を維持していくことが困難になったことから、嘱託職員化について方針を打ち出した。これについては、学保連が行なったアンケート結果や、市の職員体制づくりも困難であることから、取下げをしている。
その後、運営体制を見直す前に現在の児童クラブにおける保育の質を担保する必要があるとのご意見をいただいたことから、平成24年3月よりガイドライン策定のため、学保連、各児童クラブの保護者、市の三者で構成する協議会を開催し、9回の会議を経て、平成25年6月1日よりガイドラインが施行されている。
現在も児童クラブにおける正規職員の退職が続く中、嘱託職員による補充を行っているが、平成27年度は7名、28年度は1名の欠員という状況であった。

安定した児童クラブの運営を行うことは喫緊の課題であり、この解決を図るため、民間活力の導入をしていきたいと考えている。

1では、民営化に向けて3つの方針を掲げている。

1つ目は、保育の質の確保である。先程説明したガイドラインを民営化されたあとも守っていただくこととする。

2つ目として、確実な履行を担保するため、民営化後も民間にすべてを丸投げするのではなく、保護者・事業者・市の3者による定期的な運営会議を開き、保護者からの意見や要望を聞いたり、事業者からの提案をもらう場としていきたい。

3つ目として、民間活力導入によるサービスの拡充である。多様なニーズに対応可能な事業者を選定することにより、サービスの拡充を図っていきたい。

2では、民営化の手法について掲載している。保育の継続性の担保と積極的な自主事業を採用するため、指定管理者制度による手法を検討している。市が民営化をする場合、通常、業務委託と指定管理者制度の2つの方法がある。業務委託については、市が作成した仕様の範囲で事業を行っていただく。基本的には1年間の契約となる。指定管理者制度については、最長5年間の契約期間となり、自主事業についても積極的に採用することが出来る。このことから、市としては、指定管理者制度による民営化が出来ないかと考えている。

3の事業者の選定については、プロポーザル方式により実施する。プロポーザル方式というのは、委託を受けたい事業者に集まっていただき、どのような受託ができるのかという提案をしていただき、その内容をみて、事業者を決定することになる。プロポーザルにより事業者を決める際には、この会とは別に、プロポーザル審査委員会を設置し、プロポーザル実施要領や事業者の選定を行っていただく。委員は学保連、野火止児童クラブ保護者、市、財務に関する見識を有するものの4者を考えている。財務に関する見識を有するものというのは、経営基盤が脆弱な事業者が入ってしまうと、運営が不安定になってしまうおそれがあることから、審査委員会において財務関係の書類を確認いただくために入っていただきたいと考えている。

4の事業者への引き継ぎだが、新設した第2野火止児童クラブにおいて、市と事業者で合同保育を行いたいと考えている。改築工事の進捗にもよるが、1月末の完成を目指して工事を行う予定であるが、2月は引っ越し等があるため、3月を使って引き継ぎをしていきたいと考えている。4月以降の本格運営を考え、第1野火止児童クラブの職員との連携も図っていただくことを考えている。

5の民営化のメリット・デメリットであるが、まず、メリットとしてあげられるのが、事業者の自主事業実施によりサービスの拡充が図れるということである。

2点目として、人員確保について柔軟に対応することが出来ることから、安定運営を図ることが出来ると考えている。

デメリットとして考えているのが、お子さんや保護者の方と事業者との関係作りが1からとなってしまうことがあげられる。これについては、3月の引き継ぎを行うことによって、不安を減らしていきたいと考えている。

2点目として、経営基盤が脆弱な業者が入った場合は、不安定な運営になることが考えられるが、こちらは、プロポーザル審査委員会の中で財務関係書類を確認することで解消していきたいと考えている。

6の今後のスケジュールだが、表の左側は市の動き、右側は検討会やプロポーザル審査委員会の動きを示している。

まず、事前準備として、4月23日に、野火止児童クラブ父母会の総会にお邪魔させていただき、第2野火止児童クラブの改築のことと民営化のことを説明させていた

だいた。

5月14日には、学保連の懇談会において市長から民営化について説明させていただいた。

続いて、本日であるが、第1回検討会を行い、民営化に対する市の考え方やスケジュールの提示をさせていただいている。第2回以降の検討会の日程は、仮に入れさせていただいているので、この後決定させていただきたい。第2回は6月11日を予定しており、内容としては、本日の検討会でお示しした市の考え方を、野火止児童クラブの保護者の方には、野火止児童クラブのその他の保護者の方への周知をお願いして、質問やご意見を取りまとめていただければと考えている。学保連の皆様にはその他の児童クラブの保護者の方への周知をしていただき、ご意見やご質問のとりまとめをお願いしたいと考えている。第2回の会議の中でこれらご意見やご質問に対して、ご回答できればと考えている。第3回では実際に民営化をしている近隣市の状況を見学したいと考えており、平日の午後を予定している。第4回では、視察結果を踏まえ、委員間の意見交換ができればと考えている。第5回では、民営化を進めるための基本的な考え方をまとめ、その結果を、その後予定しているプロポーザルの仕様書に反映できればと考えている。この検討会は7月までの5回を予定している。

8月からは、第1回プロポーザル審査委員会を開催、プロポーザルの実施方法などについて確認いただきたいと考えている。第2回の審査委員会では、ご意見いただいた実施要領等の修正を行った結果をお示しし、決定できればと考えている。10月上旬からは事業者の公募をしていきたいと考えている。公募の結果、多数の事業者から応募があれば、第3回のプロポーザル審査委員会において、書類選考を行いたいと考えている。その後、11月上旬に第4回のプロポーザル審査委員会を開催し、事業者を選定していきたいと考えている。

市の動きとしては、指定管理者制度による民営化をする場合は、児童館条例の改正が必要となることから、9月議会において、条例改正を行いたいと考えている。議会の承認が得られれば、10月に野火止児童クラブの保護者の方に説明会を行いたい。12月議会では、プロポーザル審査委員会で決まった事業者について、議会に諮り、決定をいただきたいと考えている。1月末に第2野火止児童クラブが完成予定であり、引っ越しをしていきたい。2月には野火止児童クラブの保護者の方に対して説明会を行いたい。3月には事業者との合同保育により、引き継ぎをしたいと考えている。

資料3については以上であるが、引き続き資料4の「指定管理者制度による民営化を進めるための基本的な市の考え方」について説明させていただきたい。現在、こちらに掲載されている内容によって民営化を進めていきたいと考えているので、この検討会では、この内容をまとめていければと考えている。

1では、ガイドラインに沿った運営と記載しているが、ガイドラインの内容のうち、主なものを抜粋して掲載している。いくつか読み上げさせていただくが、対象児童は市内に在住する小学校1～6年生及び特別支援学校小学部・特別支援学級の1～6年生である。入会決定については、東村山市児童クラブ入会審査基準を踏まえ、市が決定し、保護者に通知するとしている。あくまで事業者が決定するのではなく、市が決定するということを記載している。保護者会との関係として、市は、保護者会・父母会と連絡・協議を図り、保育内容の充実に努めること。また専任指導員は、保護者会・父母会の行事にできる限り参加することとしている。こちらも指定管理者制度による民営化が実現されたとしても、事業者に求めていきたいと考えている。

裏面については、ガイドラインに掲載されていない内容について、記載させていただいている。まず、児童クラブ使用料については、公営と同額とするとしている。た

だし、事業者の自主事業実施により、別途費用が発生する場合は、その分増額となるとしている。事故の際の対応については、その児童が所属している児童クラブの職員が対応する形をとりたいと考えている。その後は保険による補てんなどの対応が必要になるが、これまで通りの対応にしたいと考えている。第1野火止児童クラブとの連携についても、連絡・調整は求めていくこととしている。続いて、自主事業の実施については、時間延長など、求めていきたいと考えている。職員の任用については、既存の児童クラブに勤務している職員のうち、希望する者については、指定管理先において任用することを求めていきたいと考えている。嘱託職員や臨時職員が現在、第2野火止児童クラブで働いているが、本人たちの希望があれば、指定管理先において任用していただき、なるべく人が変わらない形で進められればと考えている。指定期間終了後の引き継ぎとして、指定管理者制度は通常5年間の契約期間となる。再度の事業者の選定により、事業者が代わった場合は、丁寧な引き継ぎを求めていきたいと考えている。最後に児童クラブの選択だが、民営化が実施されると、29年度からは、第1野火止児童クラブが公営、第2野火止児童クラブが民営となる。このため、入会の際には、保護者の希望をとり、出来る限り対応していきたいと考えている。

資料の説明は以上となるが、まずはスケジュールについて決定をしていきたいと考えている。

・会長

事務局より、資料3、4について説明があった。特にスケジュールについてという話もあったが、質問や意見はあるか。

・学保連

6月11日に市から質問に対する回答や説明をもらうためには、それよりも前に市に質問や意見をあげなくてはならない。何とかしてみようとは思いますが、事前の調整もなく、この場でこのスケジュールを示されるのは不親切である。このスケジュールを延ばすことは可能なのか。

・事務局

できれば、6月11日に第2回を実施したい。学保連は野火止児童クラブ以外の15の父母会に周知をお願いしたいが、例えば、児童クラブ経由で各運営委員の方に資料を配布するといったような協力することはできる。それにより6月4日の学保連運営委員会にてご質問をいただく形で周知することはできないか。

・学保連

日程をずらすことはできないのか。

・事務局

できれば日程はこれでいきたい。

・学保連

了解した。資料の送付についても学保連で対応する。

・学保連

スケジュールについてであるが、かなり詰まっているイメージがある。このスケジュール通りにならなかった場合はどうになってしまうのか。

・事務局

民営化については、前回の学保連懇談会において、市長より平成29年度から民営化をしたいということで説明させていただいている。タイトではあるが、このスケジュールで進めていきたい。

・学保連

保護者の意見を聞いて進めていきたいという話だったので、このスケジュールで進

めた場合、時間的に厳しいのではないかという意見が出た場合、スケジュールの変更は考えられないのか。

・事務局

スケジュールの変更については考えていない。そのようなこともあり得ると思うが、9月の条例改正やプロポーザルの日程、次年度の予算などもあるので、この日程でいきたいと考えている。例えば野火止児童クラブの保護者に対して、早めに説明が必要等の話があれば、このスケジュールの中で調整していきたいと考えている。

・学保連

条例改正は前倒しで進めていただくこともできると思うが、プロポーザルに事業者が来ないなどがあった場合は、必然的に予定通りいかないことは起こり得る。

・学保連

ガイドラインを前提とした運営をするということなのでそれはいいが、ガイドラインについても他市よりも丁寧な運営が必要になるので、条件的には事業者にとって厳しいものであると思う。それで本当にこのスケジュール通りにできるのか不安である。

・事務局

他市においても民間の運営は26市中半分くらいで導入されている。そういった中で、他市の状況も聞きながら進めていきたい。また、この1年位の間、数社から民営化に対する問い合わせも来ている。国の基準より1人多い人件費が1つの課題ではあると思うが、そこは金銭的な条件次第になると思う。

・学保連

結論としては、このスケジュール以外検討していないということか。

・事務局

その通りである。

・保護者

問い合わせのあった事業者については、国の基準よりも1人多い状況で保育をすることを分かっているのか。

・事務局

そういった説明をしたこともある。

・保護者

それでも大丈夫であるといっているのか。

・事務局

そこまでの話はしていない。あくまで、事業者は民営化などの話があればやりたいといっているだけである。

・保護者

近隣市への視察は、平日にこのメンバーでいくのか。

・事務局

土曜日しか行けないということであれば、そこで調整するが、平日であれば、その方が実態が見られるのではないかと考えている。

・保護者

行ける人がいなければ中止になるのか。

・事務局

行ける人だけでも行きたいと考えている。

・事務局

日程調整を行いたいと考えている。なるべく参加できる人が多い日で調整していきたい。

- ・学保連
何を見るか、どこを見るかが重要だ。事前にどこを見るか教えていただきたい。また相談をしてもらいたい。
- ・事務局
ご希望の市があれば言っていたきたい。
- ・保護者
見るのは1箇所か複数か。
- ・事務局
今のところ1回を予定しているが、別れて行くこともできるのではないか。
- ・保護者
視察については、検討会としていくので、例えば野火止児童クラブの保護者が見たいといった場合は、傍聴者として参加することもできるのか。
- ・事務局
検討させていただきたい。
- ・学保連
具体的に考えている場所はあるか。
- ・事務局
今はないが、西東京市と小平市には事前に実施状況などについて話を聞かせていただいている。その際に、見学をお願いする可能性があることは伝えている。
- ・学保連
小平第六小学校は、2つの児童クラブがあるが、23年度くらいに1つは民営化になっていると思う。そこで当時のことを知っている方がいれば、見学と勉強会のようなものができるのではないか。
- ・事務局
見学の後に勉強会のような場を設定するということか。
- ・学保連
現場の職員が一番大変で、状況を分かっていると思うので、その方たちにどういうところを注意する必要があるかなど聞ければ、勉強になるのではないか。
- ・会長
先程学保連の委員の方がおっしゃった何を見に行くのかであると思う。事務局としては、視察に行くということは、見たり話を聞いた方が、保護者の方たちの民営化に対する理解が深まるし、どんなことに気を付けて事業者を選ばなければいけないのかというイメージを持って頂けたらという目的で行うということによいか。
- ・事務局
その通りである。
- ・事務局
視察の日程調整の件について、学保連の会長は各委員の連絡先を把握しているか。
- ・学保連
把握している。
- ・事務局
日程調整をお願いしてよろしいか。
- ・学保連
了解した。
- ・事務局
日程が決まったら、野火止児童クラブの役員の方から、野火止児童クラブの保護者

の方に、日程をお知らせしていただくという形でよろしいか。

・保護者

参加できるかできないかは、一度検討するということだと思いがいかかか。

・事務局

参加いただくということにしたい。

・保護者

了解した。

・事務局

視察場所に希望はあるか。

・学保連

小平第六小学校は、公営と民営の両方があるようなので、そこでいいのではないか。

・事務局

では、そちらで調整をしていきたい。

・保護者

現地集合ということか。

・事務局

現地集合でお願いしたい。

・学保連

当日の駐車場の確保をお願いしたい。

・事務局

相手方と調整したい。なるべく乗合での参加をお願いしたい。事前に車の台数を教えていただきたい。

・保護者

視察先は1箇所だけなのか。1箇所だけだとそのやり方をそのまま持ってきてしまうことになってしまうのではないか。

・事務局

そのやり方をそのまま持ってくるというよりは、今お示ししている民営化の考え方を基本として、さらにこういったことを追加した方がいいのではないかなどを見ていただきたいと考えている。保育の方法については、基本的には公営と同様と考えているので、そのあたりは仕様書に記載できればと考えている。もし、1箇所だけではなく、ほかにも見たいというのであれば、同日で2つに分けるなど考えていきたい。

・保護者

3月の事業者との引き継ぎについてであるが、現在、第2野火止児童クラブに割り振られている児童のみが、第2野火止児童クラブで引き継ぎを行うことになるのか。

・事務局

その通りである。

・保護者

新一年生は希望を取るようになると思うが、今いる児童については、第1か第2かを希望とすることはしないのか。

・事務局

現在の第2野火止児童クラブは31名の規模となっている。新しくできる第2野火止児童クラブは45名の規模となる。第2野火止児童クラブであらかじめ慣れておきたいということであれば対応は検討したい。児童によっては誰でも大丈夫な子とそうでない子がいるが、うまく引き継ぐことができるよう、気を付ける点などについて現場の指導員や事業者とも協力しながら引き継いでいきたい。期間は3月の1ヶ月とな

っているが、建物が早く完成できれば、出来る限り早く対応したいと考えている。

・保護者

兄弟が離れることがないように、配慮してくれるのか。

・事務局

配慮したい。また、指定管理者制度による民営化が実現できて、事業者の自主事業による時間延長が実施できれば、時間延長を希望する方について、第2野火止児童クラブを希望していただく形にしたいとも考えている。

・学保連

都型学童クラブにしていくのか。

・事務局

都型学童クラブだと補助金等もあるようなので、できればしたいとは思っている。

・学保連

引き継ぎ期間が1ヶ月というのはなぜなのか。

・事務局

工事の都合である。今のところ1月の完成を予定しているので、2月は職員も初めての施設となるので、公営での運営を考えている。

・学保連

2月から新しい事業者を入れることはできないのか。他市では2ヶ月、3ヶ月、また長いところでは1年など期間をとって引き継ぎを行っている。嘱託職員も含めて公務員なので、4月以降に引き継ぎ期間を延ばすのは難しいのか。

・事務局

1ヶ月での引き継ぎでは難しいようであれば、4月以降の対応も検討したい。

・学保連

現場の状況を考えれば、3月までに引き継ぎを終わらせて、4月1日からは新たな体制になる方がいいように思う。

継続の方については、書類を改めて出すようになるのか。その審査の時期と2月上旬との関係は。

・事務局

通常11月頃に継続の書類をいただく。その時点で野火止児童クラブの保護者の方に、第1と第2について情報として出すことができればと考えている。

・学保連

4月から民営化して、第2野火止児童クラブに入った結果、保護者や児童が民営化されたクラブが嫌だといった場合、すぐに第1野火止児童クラブに戻れるなどはあるのか。

・事務局

現状でも規模に対していっぱい状況であり、児童の状況にもよるとは思うが、基本的には難しいと考えている。

・学保連

今までは、公と公なのでそういうことは無かったが、今後は公と民になると、運営方法も変わってくると思うので、初めてのことなので確認させていただいた。

・保護者

例えば、第1の子と第2の子の間でトラブルが発生した場合に、責任はどのようにするのか。

・事務局

まず、保護者の方への対応としては所属している児童クラブの職員が行うものとし

たい。その後の怪我の保障については、保険での対応となるので、そこは保険会社からの対応を考えている。

・学保連

資料3に書いてある運営会議については、民営化にあたっての運営会議だと思うが、いつからいつまでなのか。

・事務局

これは、委託してからの会議となる。定期的な開催や事業者や保護者から要望があれば随時開く形がとれればと考えている。

・学保連

民営化のメリット・デメリットはわかるが、委託と指定管理者制度と分けた場合に、指定管理者制度にしたいとのことであつたが、指定管理者制度のデメリットはなにか。

・事務局

指定管理者制度だけとは限らないが、民営化した場合、仕様書等を書いていないことをしていただくことはできないと考えている。

・学保連

業務委託の場合は、例えば10年間契約した場合、10回の契約となるので、仕様書の見直しはその都度できるが、指定管理者制度の場合は、3年や5年間の契約をすると、その間の仕様書は変更できないと思うが、どのように対応するのか。

・事務局

例えば、仕様書の中に双方の合意により見直しを定義するなどができれば、対応したい。

・学保連

そういった対応がとれないと、事務局の言ったような懸念が出てくることになる。指定管理者制度は裁量権が広いので、懸念を回避できるような仕様書にしないと、いろいろな問題が出てくると思う。

・学保連

最長5年契約可能となっているが、市としては5年を求めていくのか。

・事務局

その予定である。

・学保連

5年間の契約となった場合、途中で降りたいという話が出たり、あるいは会社がつぶれた際の対応はどうするのか。

・事務局

相手方の不履行については契約書上の担保があるが、会社がつぶれてしまうこともある。そういった場合の対応については、現状で決められていないが、発生した場合は公設公営の職員が応援に行くなど何かしらの対応を取っていきたいと考えている。

・学保連

そのようなことも事前に検討していただけるとありがたい。

・学保連

なぜ指定管理者制度の方がいいと考えているのか。指定管理者制度は裁量権が多いため、自社の利益になるような不適切なことをすることも考えられる。業務委託であれば、仕様書の範囲だけをするようになるので、そういった問題も起きにくいのではないか。

・事務局

指定管理者制度導入の際に条件に入れたいと考えているのが、他市での実績などを

入れていきたいと考えている。他市での実績があれば、基本的にはそういった問題も起きにくいのではと考えている。

・事務局

事業者を選ぶ際には、経営理念や経営状態を見て、契約を結ぶことになるが、お子さんが怪我をさせられてしまったなどが発生した際には、その改善を行えるような対応を取っていきたいと考えている。

・保護者

指定管理者制度と業務委託の2つの方法があるが、業務委託をとることはできないのか。業務委託の方が、市が決めた仕様書に沿って事業を行うので、不適切な対応などは出ないのではないのか。

・事務局

業務委託契約は、契約期間が1年ごとになってしまう。毎年、入札等を行い、契約をし直す必要がある。そういった意味でも指定管理者制度は最長で5年間は同一の事業所とすることができるので、指定管理者制度を採用したいと考えている。

・学保連

学童保育については、全国的にみると、単年度の契約でも同一の事業者とずっと契約をし続けている事が多い。指定管理者制度について、学保連があまり賛成しない理由としては、5年ごとに事業者が見直される可能性があるということである。

・事務局

26市では指定管理者制度と業務委託は半々くらいである。

・学保連

ある市では、業務委託で行っているところもあり、継続の際は随意契約をしている場合もある。

・事務局

当市の場合は特命で同じ事業者と随意契約を結ぶことが難しいということもあり、特命随意契約を結ぶことができないと、毎年事業者が代わってしまう可能性がある。

・保護者

なぜ難しいのか。

・事務局

市の契約上の決まりであり、同じ事業者と特命で契約を結ぶということが難しいからである。

※注 検討会当日はこのように発言したが、正しくは、「地方自治法施行令」である。

・保護者

今後も業務委託の手法を用いて児童クラブの民営化を進めることになると、毎年事業者が代わってしまうということになってしまうので、特命での契約ができるように、決まりを変えることはできないのか。

・事務局

初めての民間委託になるので、手法についてもまずは指定管理者制度による契約をさせていただきたいと考えている。今後業務委託となった場合についても、特命での契約ができるかについては検討していきたい。

・保護者

まずは業務委託とはならないのか。

・事務局

指定管理者制度にしたいと考えている。

・保護者

指定管理者制度でも業務委託でも、市の仕様書に基づいた事業者が入るのか。

・事務局

市の方で作成した仕様書を公表し、それに基づいて事業者が企画提案をすることになる。

・保護者

そもそも、指定管理者制度のみを募集するのか。

・事務局

その通りである。企画提案をしていただく中で、市から出された仕様書に対して、どのように事業を行うのか、また、自主事業ではどのようなことができるのかなどをアピールしていただき、応募のあった事業者から1社を選ぶことになる。通常の入札では金額の安い事業者が選ばれることになるが、プロポーザルは金額のみで判断することはない。

・学保連

仮に業務委託となった場合も、プロポーザル方式による入札を行うことはできるのか。

・事務局

可能である。

・学保連

プロポーザルでやると5年間でいくらという契約となるのか。

・事務局

1年間でいくらという契約になる。

※注 検討会当日はこのように発言したが、正しくは、「5年間の基本協定と毎年度、年度協定を締結する」である。

・学保連

プロポーザルで決まれば、事業者側から見れば基本的には5年間の契約となるので、単年度契約より集まりやすい気がする。ただし、実際に運営することになって、運営会議など開催しても是正されないなどあった場合、5年間もやってほしくないということもあると思うが、どのような対応がとれるか。

・事務局

基本的には改善を求めていくことになる。保護者アンケートを取ったり、事業者が第三者委員会などを設けていけば、そこからの改善要請などがあれば改善していただくなど、契約の細かなところでの規定となるが、市と事業者の間に話し合いがもてればと考えている。

・学保連

改善できる形がとれれば一番だが、改善できなかった場合、仕様上は問題ないので、このまま続けますといったような事業者がいることも想定される。

・事務局

そういった意味では、近隣市などにおける実績を求めることで、対応していきたいと考えている。

・学保連

これまでは、市との関係の中で言いやすい部分であったが、今後どういった事業者

が入るかまだ分からないが、心配な点ではある。仕様書でも解釈の違いで、保護者と事業者の認識の齟齬が生まれることは懸念される。業務の内容を細かく規定する必要があると感じた。

・事務局

仕様書上の記載については、一挙手一投足まで規定することはできない。省令63号でも細かく書いてあるので、そういったところでカバーはしていきたい。

・学保連

細かく規定しすぎても、事業者が困ってしまうとは思いますがどう対応するのか課題である。

・事務局

他市の実績を重視するなどしていきたい。

・学保連

なかなかこの短いスケジュールの中で、どのような点を重視して事業者を選んでいけばいいのか、考えるのは難しい。もう少し時間を取って考えた方がいいと思う。最初の段階で躓いてしまうと、それを5年間引きずることになる。

・会長

今のご指摘は事業者を選定するところが大事なポイントであって、その選定のための材料を仕入れて、実際に選定するときはその材料により見極めなければならないという話でよいか。

・学保連

その通りである。

・会長

そのあたりは他市の事例とか情報収集はしているが、どういうあたりに気を付けて選定する必要があるのか、他市の課題などが分かってくればいいのかと思う。そのあたりを情報収集させていただいて、それを皆さんにフィードバックしながら、プロポーザルに反映していければと思う。

事業者を決めるところがポイントであり、決めたからいいというわけでは無く、運営する中でちゃんと約束通りにやっているのか、課題や心配はあるのかというのを見つけるためにも、運営会議を設置するという案を出している。したがって、事業者を募集する際には、運営が始まって3者による運営会議を開いてチェックしていくということを前提にして、事業者を選んでいくということである。

・学保連

事業者の選定の際に、選定委員の中に財務に関する見識を有するものとあるが、具体的にどういう方なのか。

・事務局

現在の想定では、会計士や税理士のような方を考えている。

・学保連

プロポーザル審査委員会では、会計士と同じ資料を貰えるのか。

・事務局

プロポーザル審査委員会の中では、同じ資料を皆さんにお渡ししたいと考えている。

・学保連

仕様書はいつごろ出来上がるのか。

・事務局

第1回のプロポーザル審査委員会を8月下旬に行いたいと考えているので、そこで仕様書をご確認いただきたいと考えている。

・会長

色々ご質問・ご意見をいただいたが、時間にも限りがあるので、もう1つ、2つ質問があればお願いしたい。

・学保連

市長は今回の野火止児童クラブの民営化については、緊急避難的な措置であり、今後どの児童クラブを民営化するのかなどは決定していないと言っていた。その認識で間違いないか。

・事務局

間違いない。他の児童クラブについては、具体的にどこを民営化するかは未定である。

・学保連

他の児童クラブについて民営化できるかどうかは、今後の議論になると思う。

もう1つあり、今回のケースは経費削減を目的とした民営化ではないという話であったが、例えば指定管理料や委託料と現状の費用との比較などはできるか。

・事務局

現在の第2野火止クラブと改築後が同じ状態ではないため、一概には言えないところもあるが、目安としてはお示しすることはできる。

・会長

それでは、これで質疑を終わらせていただく。

5. その他

・事務局

先程の議事の中でもありましたが、今回の内容を野火止児童クラブ皆様には、野火止児童クラブの保護者の方に、学保連の皆様にはその他の児童クラブの保護者の方への周知をお願いしたい。いただいた意見や質問については、6月7日までに事務局の方へお知らせいただきたい。

・事務局

次回6月11日の検討会は18時30分に第1野火止児童クラブで開催したいがよろしいか。

・一同

了解した。

6. 閉会

・事務局

最後に副会長より閉会のあいさつをさせていただきます。

・副会長

長時間にわたりありがとうございました。よりよい第2野火止児童クラブの民営化に向けての話し合いということで、今後も皆さまからご意見や疑問点をいただき、子どもたちのためにより良い運営ができればと考えている。本日はありがとうございました。